

受動喫煙標識ステッカー配布申込書

令和 年 月 日

(あて先)
甲 府 市 長

受動喫煙標識ステッカーの配布を申し込みます。

ふりがな 店舗名称																														
店舗 所在地	〒 電話 — —																													
担当者	電話 — —																													
業種	飲食店 飲食店以外（具体的に ）																													
施設の 状況	1 禁煙 2 既存特定飲食提供施設※1に該当する喫煙可能室（店）で保健所への届出が済んでいる（<u>保健所への届出がない場合、ステッカーを配布することはできません</u>） 3 たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準※2に適合した喫煙のための各種喫煙室を設置している（<u>技術的基準の適合していない場合、ステッカーを配布することはできません</u>） ※1 及び※2の説明は裏面へ																													
申込む 標識の 種類	<table border="1"> <tr> <td>禁煙</td> <td>喫煙可能店</td> <td>喫煙可能室あり</td> <td>喫煙可能室</td> <td>喫煙専用室あり</td> <td>喫煙専用室</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>加熱式たばこ 専用喫煙室あり</td> <td>加熱式たばこ 専用喫煙室</td> <td>喫煙目的店</td> <td>喫煙目的室あり</td> <td>喫煙目的室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 喫煙目的店・喫煙目的室あり・喫煙目的室はステッカーではなく、ラミネートフィルム加工した標識になります。						禁煙	喫煙可能店	喫煙可能室あり	喫煙可能室	喫煙専用室あり	喫煙専用室							加熱式たばこ 専用喫煙室あり	加熱式たばこ 専用喫煙室	喫煙目的店	喫煙目的室あり	喫煙目的室							
禁煙	喫煙可能店	喫煙可能室あり	喫煙可能室	喫煙専用室あり	喫煙専用室																									
																														
加熱式たばこ 専用喫煙室あり	加熱式たばこ 専用喫煙室	喫煙目的店	喫煙目的室あり	喫煙目的室																										
																														

配布にあたり施設等の状況確認のため担当者に電話連絡をすることがあります。

※1 既存特定飲食提供施設（経過措置の対象となる飲食店）

次の①～③のすべてに該当する場合

- ①2020年4月1日現在、既に営業している
- ②客席面積100㎡以下
- ③資本金または出資の総額5000万円以下

※2 たばこの煙の流出防止にかかる技術的基準

健康増進法施行規則等の一部を改正する省令において、喫煙専用室等におけるたばこの煙の流出防止にかかる技術的基準については下記のように定められています。

- ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
- ② たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
- ③ たばこの煙が屋外又は外部に排気されていること

※1 施設内が複数階に分かれている場合においては、上記基準に代えて、壁、天井等で区画した上で、喫煙階と禁煙階を分ける取扱いも可能とする

※2 改正法附則第2条第2項に規定する既存特定飲食提供施設（改正法の施行の際、現に存在している飲食店等をいう。以下同じ。）においては、店舗内の全体の場所を喫煙可能室とする場合の技術的基準は、壁、天井等によって区画されていることとする

※3 施行時点に既に存在している建築物等であって、管理権原者の責めに帰することができない事由によって上記基準を満たすことが困難な場合にあつては、たばこの流出防止にかかる技術的基準について一定の経過措置を設ける

第二種施設等又は喫煙目的施設（この省令の施行の際現に存する建築物又は旅客運送事業鉄道等車両等に所在するものに限る。）の屋内又は内部の場所に喫煙をすることができる場所（以下この項において「喫煙場所」という。）を定めようとする場合であつて、当該第二種施設等又は当該喫煙目的施設の管理権原者の責めに帰することができない事由によって当該場所において第二条の規定による改正後の健康増進法施行規則第十六条第一項若しくは第十八条第一項又はこの省令附則第二条第一項若しくは前条第一項に規定する技術的基準（以下この項において「一般的基準」という。）を満たすことが困難であるものに係る技術的基準については、これらの規定にかかわらず、当該喫煙場所において、たばこの煙を十分に浄化し室外に排気するために必要な措置を講ずることにより、一般的基準（上記のi～iii）に適合した措置を講じた場合と同等程度にたばこの煙の流出を防止することができることとする。

【甲府市使用欄】

配布した ステッカー	禁煙 喫煙可能店 喫煙可能室あり 喫煙可能室 喫煙専用室あり 喫煙専用室 加熱式たばこ専用喫煙室あり 加熱式たばこ専用喫煙室
配付した 標識	喫煙目的店 禁煙目的室あり 禁煙目的室
配付なし（理由： ）	